【タクシー事業者】

事件発生時における報告フロー

（別添2）

特定重大事件

次の事件が発生した場合

○施設の不法占拠

○爆弾又はこれに類するものの爆発

○核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

重大事件

次の事件が発生した場合

○乗客に死者が出た事件

○乗員による業務中の暴行事件

○その他報道機関などから取材、問い　合わせを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの

○タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た場合

事件の予告

○特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

一般乗用旅客自動車運送事業者

事件発生後直ちに連絡

事件発生後速やかに連絡

報告は管轄の運輸支局等へ！

神奈川運輸支局　整備部門保安担当

[連絡先の勤務時間内(8:30～17:15)]

直通電話：045－939－6800[3]　FAX：045－939－3006

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話：080－3369－7375

特定重大事件及び重大事件の報告事項

[第1報報告事項]

①事件種別(特定重大事件のみ)　②事件概要　③被害の概要　④事業者名　⑤事業形態　⑥発生日時

⑦発生場所　⑧被害車両の情報　⑨警察への届出の有無及び警察の対応状況　⑩情報入手先

⑪その他把握している事項　⑫今後の対応　⑬緊急連絡担当者名及び連絡先

※第1報後も把握した情報を速やかに報告

予告時の報告事項

[第1報報告事項]

①事業者名

②受信日時、受信者、受信方法、受信回数等

③予告日時、場所、受信内容

④情報入手先

⑤警察への届出の有無及び警察の対応状況

⑥その他把握している事項　⑦今後の対応

⑧緊急連絡担当者名及び連絡先

※　第1報後も把握した情報を速やかに報告